

岩手県告示第474号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年9月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年7月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社羽田技建
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢羽田町字明正125番地11
 - ウ 代表者の氏名 及川孝範
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第3896号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年7月16日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年8月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社オーツー
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮五丁目13番16号
 - ウ 代表者の氏名 小野寺年也
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第20516号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年7月31日付けで建築工事業、大工工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年8月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 ダイナステージ株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市仙北二丁目7番6号
 - ウ 代表者の氏名 菊池聡
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第21081号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年7月31日付けで大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年7月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社DDT
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南仙北一丁目11番17号
 - ウ 代表者の氏名 佐々木大
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－6）第21178号

(3) 処分の内容 建築工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年7月8日付けで建築工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和6年7月10日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 藤原美知雄

イ 主たる営業所の所在地 花巻市大迫町外川目第3地割50番地

ウ 代表者の氏名 藤原美知雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第40158号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年7月8日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和6年7月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社丸新興業

イ 主たる営業所の所在地 花巻市南万丁目1462番地

ウ 代表者の氏名 菅原康文

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第40242号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年7月30日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和6年8月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社アールイー

イ 主たる営業所の所在地 北上市中野町二丁目27番37号

ウ 代表者の氏名 筑後久典

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第50331号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年8月20日付けで建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和6年8月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社フクトー

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢南都田字林福野52番地

ウ 代表者の氏名 福田寿和

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第60246号

(3) 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年8月8日付けで土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する

。

9(1) 処分をした年月日 令和6年7月17日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 荒川清見

イ 主たる営業所の所在地 二戸市堀野字大川原毛40番地1

ウ 代表者の氏名 荒川清見

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第150107号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年7月9日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。